

特殊車両関連システム 主な機能改良内容の説明

令和8年3月

はじめに(機能改良の概要)

今回のシステム改修では、申請の作成・再利用をしやすくし、通行条件や算定結果を分かりやすくすることを目的として、通行確認制度および通行許可制度に関する機能改善を行いました。

■ 通行許可制度と通行確認制度の違い

- ・ **通行確認制度**：条件を満たす場合に、システムが自動判定し「回答書」が即時発行される制度
- ・ **通行許可制度**：道路管理者による審査※を経て、「許可証」が発行される制度
※許可発行まで約1ヶ月を要します（令和6年度実績）

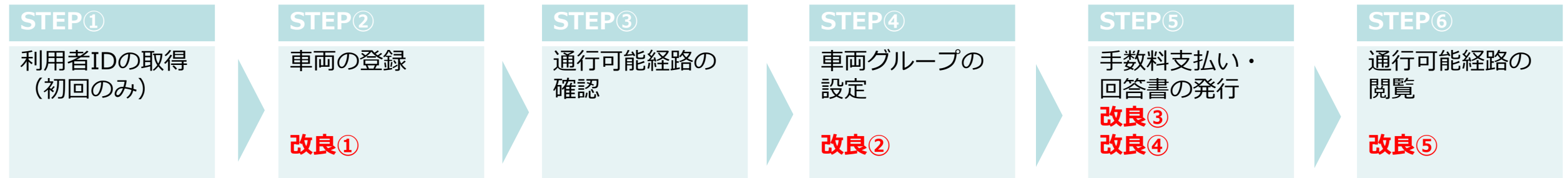
主な機能改良

【特車通行確認制度】特車通行確認システムを利用する方	【特車通行許可制度】特車通行許可システムを利用する方
<ul style="list-style-type: none">① 1回の申請で登録できるトレーラ台数を拡張しました。 (最大5,000台まで申請可能)② セミトレーラ連結車について、リアオーバーハングおよびはみ出し長さを、分かりやすい画面で入力・確認できるようにしました。③ 過去に発行された回答書の内容を参照し、新たな申請を作成できるようになりました。④ 回答書に、現地の通行規制や道路状況に従って通行する旨の注意書きを追記しました。⑤ 有効期限内の回答書について、道路条件に影響しない範囲で、トレーラの追加・削除・入替が可能となりました。	<ul style="list-style-type: none">① 更新申請時の入力内容の取扱いを明確化しました。 (更新申請では、申請者情報の変更や経路反転は行えません)② 申請内容が通行確認制度の対象となる場合に、通行確認制度を利用できる旨の案内メッセージを表示するようにしました。③ 許可証に、現地の通行規制や道路状況に従って通行する旨の注意書きを追記しました。

➤ 申請内容が通行確認制度の対象となる場合には、申請画面上に「通行確認制度が利用可能である旨の案内メッセージ」が表示されます。案内が表示された場合は、通行確認制度の利用もご検討ください。

令和8年3月リリースのシステム機能改良項目(1/2)

■ 通行確認制度における申請手順と主な改良点



No.	改良概要	システム	効果	頁
改良①	申請可能なトレーラ台数の拡張 <ul style="list-style-type: none"> 1回の申請で登録できるトレーラ台数の上限を拡張 多数のトレーラを使用する場合でも、まとめて登録・申請が可能 	通行確認	台数制限緩和	P5~
改良②	入力画面の分かりやすさ向上 (リアオーバーハング・はみ出し長さ) <ul style="list-style-type: none"> セミトレーラ連結車のリアオーバーハング、はみ出し長さの入力改善 画面上で内容を確認しながら入力できる構成に改善 		入力ミス防止	P7~
改良③	回答書の再利用 <ul style="list-style-type: none"> 1有効期限内の回答書を参照し、車両構成・積載条件・経路条件を引き継いだ申請を作成可能 		申請効率化 (再入力不要)	P10~
改良④	回答書への注意書きの追記 <ul style="list-style-type: none"> 回答書に、現地の通行規制や道路状況に従って通行する必要がある旨の注意書きを追記 工事や災害等による通行条件の変化に留意することを明確化 		注意喚起強化	P17~
改良⑤	車両の追加・削除・入替 <ul style="list-style-type: none"> 有効期限内の回答書について、道路条件に影響しない範囲でトレーラの追加・削除・入替が可能 新規申請は不要、回答書番号・有効期限はそのまま利用可能 		再申請不要 (即時対応)	P19~

令和8年3月リリースのシステム機能改良項目(2/2)

■ 通行許可制度における主な改良点

No.	改良概要	システム	効果	頁
改良①	更新申請時の入力内容の取扱いの明確化 ・ 更新申請は、既存の許可内容を前提に、許可期間のみを更新する手続であることを明確化（更新申請では、申請者情報の変更や通行経路の反転は行えない）	通行許可	入力範囲明確	P23~
改良②	通行確認制度への案内メッセージ表示 ・ 申請内容が通行確認制度の対象となる場合に、通行確認制度を利用できる旨の案内メッセージを表示 ・ 申請者が制度の選択肢を把握しやすい構成に改善		制度選択支援	P25~
改良③	許可証への注意書きの追記 ・ 許可証に、現地の通行規制や道路状況に従って通行する必要がある旨の注意書きを追記 ・ 工事や災害等による通行条件の変化に留意することを明確化		注意喚起強化	P27~

※ システム改良作業により、以下の期間でシステム稼働（機能全般）を停止します。

本システムをご利用の皆様へはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

○ システム停止期間：令和8年3月27日（金）18：00～3月30日（月）9：00（予備日：3月30日(月)日中）

※システム停止明けより、システム追加機能をご利用いただけます。

(確認改良①)

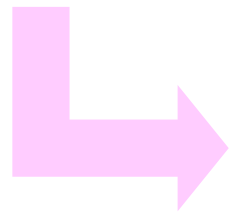
申請可能なトレーラ台数の拡張

多数の車両を一度に申請できるようにし
申請作業の手間を削減します

(確認改良①)申請可能なトレーラ台数の拡張

【改良内容】

- 通行確認制度において、1回の申請で登録できるトレーラ台数の上限を拡張しました。
- これにより、多数のトレーラを使用する場合でも、申請を分割することなくまとめて申請できます。



【効果】

- 多数の車両を一度に申請できるようにし、申請作業の手間を削減します。
- ※ 本対応は、通行確認制度の対象となる申請に適用されます。

改良後

積載貨物重量・積載時寸法設定画面

- ✓ 本画面では、経路確認申請に使用する車両について、貨物を積載した状態での重量および寸法（高さ・長さ等）を入力します。
- ✓ セミトレーラの場合は、入力内容を複数車両に一括反映できる機能も利用できます。

<Check ! >

- 1回の申請で登録できるトレーラ台数を拡張
- これまで：最大256台まで
- 改良後：最大5,000台まで（拡張）

番号	車種区分	自動車登録番号	車名	型式	積載貨物重量	幅(cm)	高さ(cm)	長さ(cm)
1	トラック	長野 130444	UDトラック	2PG-GK5AAB	最大半角2丁	250	317	398
2	トラック	特車 100801	ダンプ	KC-EXD50D2-031	最大半角2丁	250	300	200
3	トラック	特車 30053	ダンプ	KC-EXD50D2-031	最大半角2丁	249	317	200
4	トラック	特車 3005149	ニッサンディーゼル	KL-CW632GHT	最大半角2丁	250	300	300
5	トラック	つくば13080451	いすゞ	LKG-EXD52AD	最大半角2丁	250	300	500
6	トラック	特車 100809	いすゞ	LKG-EXD52AD	最大半角2丁	250	300	350
7	トラック	特車 12081001	いすゞ	LKG-EXD52AD	最大半角2丁	251	300	350
8	トラック	特車 12081002	いすゞ	LKG-EXD52AD	最大半角2丁	250	300	350
9	トラック	特車 12081003	いすゞ	LKG-EXD52AD	最大半角2丁	250	300	350
10	トラック	日本通 12 89871	いすゞ	LKG-EXD52AD	最大半角2丁	250	300	500
11	セミトレーラ	いわき 90161004	日産	S031	最大半角6丁	250	317	400
12	セミトレーラ	豊後 10181003	トヨタ	AAA-123	最大半角6丁	251	310	450
13	セミトレーラ	豊後 10181004	トヨタ	AAA-123	最大半角6丁	251	310	400
14	セミトレーラ	豊後 10481001	トヨタ	AAA-123	最大半角6丁	251	310	400
15	セミトレーラ	豊後 20151034	トヨタ	AAA-123	最大半角6丁	251	310	400
16	セミトレーラ	いわき 90161005	トレクス	CTB24001	最大半角6丁	250	380	800
17	セミトレーラ	いわき 90161006	トレクス	CTB24001	最大半角6丁	250	380	800
18	セミトレーラ	いわき 90161007	トレクス	CTB24001	最大半角6丁	250	380	800
19	セミトレーラ	いわき 90161008	トレクス	CTB24001	最大半角6丁	250	380	800
101	セミトレーラ	つくば10062030	フルハーフ	DFPTE241J改	最大半角6丁	240	374	450
102	セミトレーラ	いわき 90161021	フルハーフ	KFKR220A	最大半角6丁	240	350	450
103	セミトレーラ	特車 4002150	ニッサンディーゼル	KL-CW632GHT	最大半角6丁	250	300	400
104	セミトレーラ	豊後 1002257	トレクス	PFB24102	最大半角6丁	240	311	800
105	セミトレーラ	豊後 1002956	トレクス	PFN24101改	最大半角6丁	240	370	1000
106	セミトレーラ	特車 4002154	トレクス	RJ20	最大半角6丁	250	380	600
107	セミトレーラ	特車 4002126	トレクス	RJ20	最大半角6丁	250	250	650
108	セミトレーラ	いわき 00 2218	サカイ	RR2	最大半角6丁	210	316	400
109	セミトレーラ	なわ10023095	東急	T C 204	最大半角6丁	240	160	500
110	セミトレーラ	特車 4002129	東急	T C 36H1C33	最大半角6丁	240	380	1200
111	セミトレーラ	特車 4002151	東急	T C 36H1C34	最大半角6丁	250	380	600
112	セミトレーラ	なわ10023097	東急	T C 404	最大半角6丁	240	162	500
113	セミトレーラ	札幌 10021474	東急	TH28H7B2改	最大半角6丁	340	370	1190
114	セミトレーラ	いわき 00 4538	小坂メック	W005	最大半角6丁	230	302	400
115	セミトレーラ	いわき 0006310	日産	YDN-H80	最大半角6丁	190	308	500

➢ 最大5,000台まで登録可能

(確認改良②)

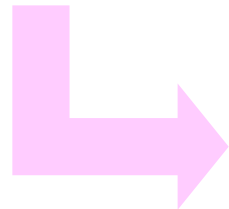
入力画面の分かりやすさ向上 (リアオーバーハング・はみ出し長さ)

入力内容を確認しやすくし、入力漏れや
誤入力を防止します

(確認改良②)入力画面の分かりやすさ向上(リアオーバーハング・はみ出し長さ)

【改良内容】

- セミトレーラ連結車について、リアオーバーハングおよびはみ出し長さの入力項目を分かりやすい画面に改善しました。
- これにより、申請者が入力内容を画面上で確認しながら、正しく入力できる構成としています。



【効果】

- 入力内容を確認しやすくし、入力漏れや誤入力を防止します。
- ※入力内容は車両長さ緩和判定に使用されるため、実際の積載状態に基づき入力してください。

改良後

積載貨物重量・積載時寸法設定画面

✓ 本画面では、申請において設定した積載貨物重量やはみ出しに関する型式別の設定内容を一覧から確認します。

積載貨物重量・積載時寸法設定

車両・積載貨物重量、積載時寸法（初期表示は空車時寸法）を車両ごとに入力してください

■ 経路確認車両情報		■ 積載貨物情報	
車種	軸数	積載貨物	分類
一般セミトレーラ（バン型）	3軸	トラック	車 両（自走式）
トラック	2軸(前1軸)	セミトレーラ	品名
セミトレーラ	1軸(後1軸)	フルトレーラ	幅(cm)
フルトレーラ			高さ(cm)
			長さ(cm)

セミトレーラ一括反映

型式	積載貨物重量 (kg)	積載時寸法 高さ(cm)	積載時寸法 長さ(cm)	リアオーバーハング (cm)	積載貨物はみ出し 長さ(cm)
すべて					

3件の検索結果

番号	車両区分	積載貨物番号	車名	型式	乗員(人)	積載貨物重量			積載時寸法			リアオーバーハング (cm)	積載貨物はみ出し 長さ (cm)
						重(kg)	体(kg)	幅(cm)	高さ(cm)	長さ(cm)			
1	トラック	沖縄 100か3472	UDトラック	QP-G-K5XAB	最大半角2寸	249	334	500					
2	セミトレーラ	船越 130あ312	アロー	ARSTC085A	最大半角6寸	249	375	1300	200	最大半角5寸			
3	セミトレーラ	和泉 100え1713	トレクス	PFW243BK	最大半角6寸	249	379	1330		最大半角5寸			

➢ セミトレーラ一括反映の登録が可能

➢ リアオーバーハング、はみ出し長さの項目を追加

➢ リアオーバーハングは自動計算値を初期値として表示

➢ 注釈の記載事項を確認ください

(確認改良②)入力画面の分かりやすさ向上(リアオーバーハング・はみ出し長さ)

■ セミトレーラ連結車の入力方法の改善

■乗員・積載貨物重量・積載時寸法

セミトレーラ一括反映

型式	積載貨物重量		積載時寸法		リアオーバーハング (cm)	積載貨物はみ出し 長さ(cm)
	前(kg)	高さ(cm)	長さ(cm)	長さ(cm)		
すべて						

2件の検索結果

番号	牽引区分	自動車登録番号	車名	型式	乗員(人) (必須)	積載貨物重量		積載時寸法			リアオーバーハング (cm)	積載貨物はみ出し 長さ(cm)
						前(kg) (必須)	後(kg)	幅(cm)	高さ(cm) (必須)	長さ(cm) (必須)		
1	トラクタ	特車 240と93	日野 TEST 2 0 2 4-2	最大半角2字			249	371	100			
2	セミトレーラ	姫路 100え245	東急 FC 1 2 B 8 D 2			最大半角6字	250	132	600	400	0	

- リアオーバーハングは登録車両の車両諸元から求めた計算値、はみ出し長さは「0」が初期表示されます
- 積載物が車両から後方にはみ出す場合は、数値を修正してください。

- リアオーバーハングは、トレーラ後軸の旋回中心から積載物後端までの長さです
- はみだし長さは、トレーラ後端から積載物後端までの長さです

特車通行確認制度システム
経路確認

申請者ID: ssdev01 氏名: 特車太郎3
法人名: 株式会社特車運送

トップページ ログアウト

基本情報入力 ▶ 車両設定 ▶ 積載貨物設定 ▶ 車両情報確認 ▶ 経路設定 ▶ 添付資料設定 ▶ 手数料確認 ▶ 支払

積載貨物重量・積載時寸法設定

乗員・積載貨物重量、積載時寸法(初期表示は空車時寸法)を車両ごとに入力してください

■経路確認車両情報

車種	一般セミトレーラ(バン型)
軸数	3軸
トラクタ	2軸(前1軸)
セミトレーラ	1軸(後1軸)
フルトレーラ	-

■積載貨物情報

積載貨物	分類	車 両(自走式)
物品	品名	トラックレーン
幅(cm)		200
高さ(cm)		400
長さ(cm)		1400

単車、トラクタ、セミトレーラ、はみ出し長さ、リアオーバーハング、単車(フルトレーラ)、フルトレーラ

■乗員・積載貨物重量・積載時寸法

セミトレーラ一括反映

型式	積載貨物重量		積載時寸法		リアオーバーハング (cm)	積載貨物はみ出し 長さ(cm)
	前(kg)	高さ(cm)	長さ(cm)	長さ(cm)		
すべて						

2件の検索結果

番号	牽引区分	自動車登録番号	車名	型式	乗員(人)	積載貨物重量		積載時寸法			リアオーバーハング (cm)	積載貨物はみ出し 長さ(cm)
						前(kg)	後(kg)	幅(cm)	高さ(cm)	長さ(cm)		
1	トラクタ	沖繩 100か3472	UDトラックス	QP G-GK 5 X A B	2			249	334	500		
2	セミトレーラ	鈴鹿 130あ312	アロー	A R S T C 0 8 5 A		10		249	375	1300	200	1310
3	セミトレーラ	和泉 100え1713	トレクス	P F W 2 4 3 B K		10		249	379	1330	500	200

○トレーラの長さは、連結部から積載貨物を含めた最後端(はみ出し長さを含めた長さ)までの長さを入力してください。
リアオーバーハング(トレーラの後軸の旋回中心から車両後端までの長さ)、はみ出し長さは以下の制限の緩和を受けられる場合に入力してください。

- ・特別車種(一般セミトレーラ(自動車運搬用)を含む)で車両長の制限の緩和を受けられる場合
車両長1700cm超1800cm以下の特別車種セミトレーラ連結車中車両長の制限緩和の対象となる車両は以下のとおりです。
長さ1701cm~1750cm(リアオーバーハング320cm~420cm)
長さ1751cm~1800cm(リアオーバーハング380cm~420cm)
- ・一般セミトレーラ(自動車運搬用)として車両長の制限緩和を受けられる場合
車両長1700cm超1800cm以下の一般セミトレーラ(自動車運搬用)で車両長の制限緩和の対象となる車両は以下のとおりです。
長さ1701cm~1750cm(リアオーバーハング190cm~310cm、はみ出し長さ100cm以下)
長さ1751cm~1800cm(リアオーバーハング240cm~370cm、はみ出し長さ100cm以下)

⚠ 積載貨物はみ出し長さのみに誤りがあります。(はみ出し長さセミトレーラ長さ) (対象番号: 2)
積載貨物はみ出し長さ、もしくはリアオーバーハングのみに誤りがあります。(はみ出し長さリアオーバーハング) (対象番号: 2)

<Check ! >
 入力内容の整合性を確認するため、はみ出し長さ・リアオーバーハングとトレーラ長さの関係をチェックします。
 以下の場合、入力内容の見直しを促すエラーメッセージが表示されます。
 ①はみ出し長さがリアオーバーハング以上の場合
 ②はみ出し長さがトレーラ長さ以上の場合

- 登録時にエラーメッセージが表示された場合は、画面の案内に従い、入力内容(重量・寸法・車両の組合せ等)を確認してください
- 入力内容を修正することで、再度申請を進めることができます

(確認改良③)

回答書の再利用

申請内容の再入力を不要とし、申請作業の
効率化を図ります

(確認改良③)回答書の再利用

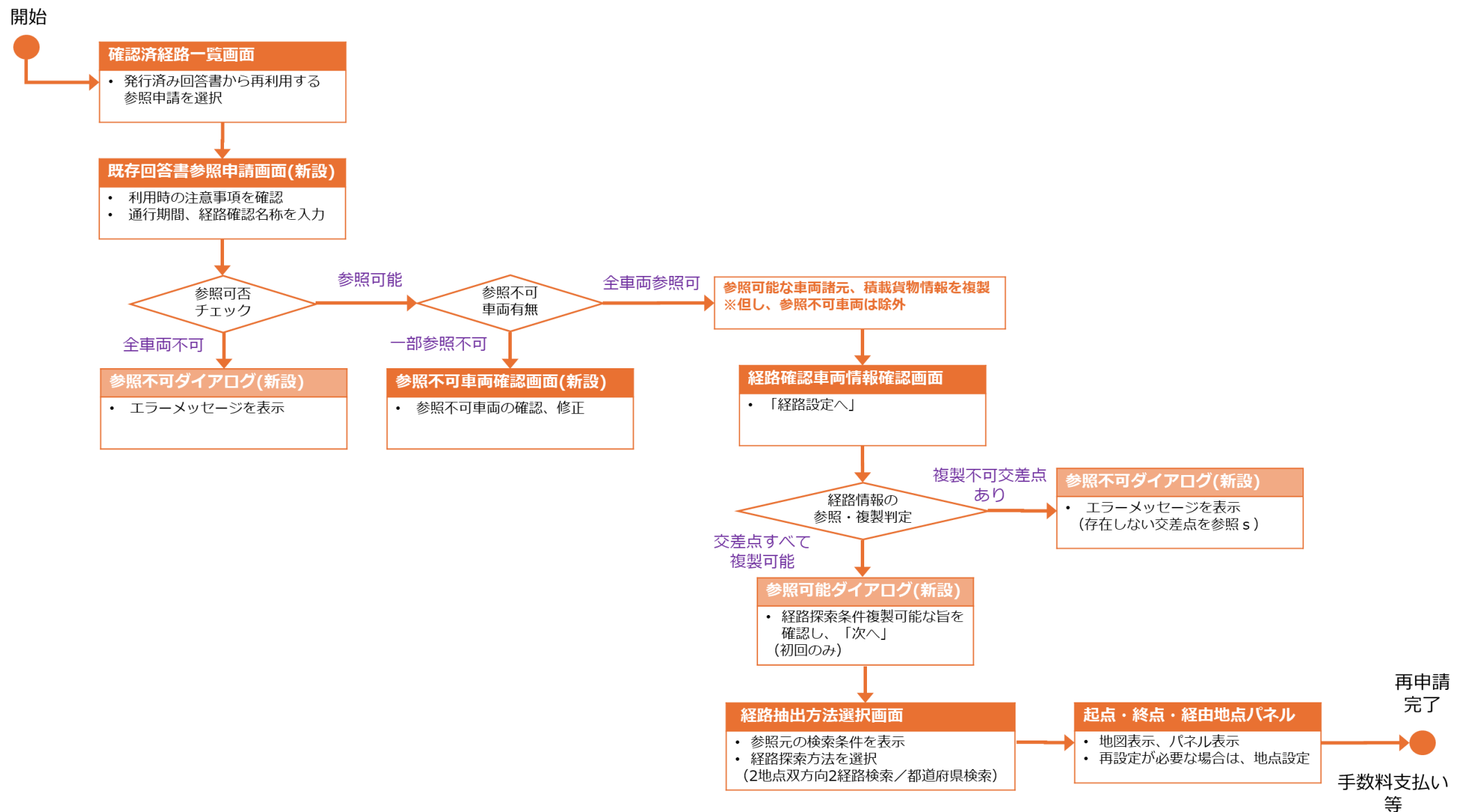
【改良内容】

- 過去に発行された回答書の内容を参照し、車両構成や積載条件、経路条件を引き継いだ申請を作成できるよう改善しました。
- 同様の条件で申請する場合、一から入力し直すことなく申請が可能になります。

【効果】

- 申請内容の再入力が必要なくなり、申請作業の手間・時間を削減します。
 - 既存の回答書内容を活用することで、入力ミスや設定漏れを防止します。
- ※本対応で再利用できるのは、有効期限内の回答書に限られます。

操作の流れ (再利用)



■ 発行済み回答書を参照した新規申請の作成方法

確認済経路一覧

検索フォーム

経路確認番号	経路確認名称	経路抽出方法	回答書発行日	通行期間	ステータス	申請者・車両・積載貨物情報	通行可能経路	通行可能経路マップ	通行条件	車両追加	参照申請	追加	削除	選択
21-1000	test13			2022/01/20 ~ 2023/01/19	一部無効	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	選択	追加	削除	<input type="checkbox"/>
21-1001	経路テスト002			2022/02/14 ~ 2023/02/13	一部無効	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	選択	追加	削除	<input type="checkbox"/>
21-1029	test			2021/12/16 ~ 2022/12/15	一部無効	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	選択	追加	削除	<input type="checkbox"/>
21-1031	C-R-019-test			2024/02/29 ~ 2025/02/28	確認済	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	選択	追加	削除	<input type="checkbox"/>
21-104	test2			2021/12/02 ~ 2022/12/01	無効	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	選択	追加	削除	<input type="checkbox"/>
21-1049	経路007			2021/12/15 ~ 2022/12/14	一部無効	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	選択	追加	削除	<input type="checkbox"/>
21-1050	経路007			2021/12/30 ~ 2022/12/29	一部無効	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	選択	追加	削除	<input type="checkbox"/>
21-1063	経路015			2021/12/15 ~ 2022/12/14	一部無効	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	選択	追加	削除	<input type="checkbox"/>
21-1066	経路016			2021/12/15 ~ 2022/12/14	一部無効	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	選択	追加	削除	<input type="checkbox"/>
21-1067	経路017			2021/12/15 ~ 2022/12/14	一部無効	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	選択	追加	削除	<input type="checkbox"/>

確認済経路一覧画面

- ✓ 本画面では、これまでに確認が完了した通行可能経路（回答書）を一覧で確認できます。
- ✓ 一覧から、通行可能経路の表示や通行可能経路マップ・回答書のダウンロードができます。

➤ 一覧から再利用（参照）する申請を「選択」ボタンをクリック

既存回答書参照申請画面（新設）

- ✓ 発行済み回答書を参照して新規申請を開始できます。
- ✓ 本画面では、参照申請に関する注意事項の確認および通行期間、経路確認名称の入力を行います。

既存回答書参照申請

既存回答書参照申請の注意点

以下の車両は除外されます。

- ・廃止済、取消済の車両
- ・車検証の有効期限が切れている車両
- ・車両登録の有効期限が切れている車両
- ・車載器情報を変更された車両
- ・車両諸元情報が車検証値を下回る車両
- ・回答書発行後に追加または削除された車両

また、以下に該当する場合、既存回答書参照申請は不可となります。

- ・参照可能な車両情報がない場合

通行期間・経路確認名称設定

経路確認名称：必須

開始日 終了日

通行期間：必須 ~ ※通行期間は1年間です。

キャンセル 次へ

➤ 注意点を確認し、経路確認名称・通行期間を設定し、「次へ」ボタンをクリック

参照不可ダイアログ(新設)

- ✓ 参照可能な車両が1台も存在しなかった場合に表示します。

参照不可

参照した回答書・申請には新しい申請に利用できる車両が含まれていませんでした。申請可能な車両で新しく申請していただきますようお願いいたします。

なお、以下の条件に該当する車両は新たな申請に利用できません。

- ・車両登録が廃止されている
- ・車両登録の有効期限が切れている
- ・車両登録時から車載器情報を変更されている
- ・車両登録時から車両諸元が変更されている（車検証の記載値が登録値を下回っている）
- ・車検証の有効期限が切れている

閉じる

参照不可車両確認画面（新設）へ

- ✓ 一部の車両が存在しなかった場合に表示します。

経路確認車両情報確認画面へ

- ✓ すべての車両が参照可能な場合に表示します。

■ 発行済み回答書を参照した新規申請の作成方法 (続き)

確認状態	確認状態	詳細
車検照会結果	問題なし	修正
合成車両	確認済	確認
積載照会結果	対象外	確認
ダブル連結トラックの通行条件等に関する同意確認	対象外	確認

車種	軸種	合成車両 超寸法・超重量チェック	積載照会結果	車検照会結果	ダブル連結トラックの通行 条件等に関する同意確認結果
トラック	軸数：3軸、トラック前1軸	OK	-	OK	-

戻る 経路設定へ

➤ 「経路設定へ」ボタンをクリック

<Check ! >

- すべて再入力する必要はありません。
→ 複製できなかった地点のみが再設定対象です。
- 原因は最新の道路情報便覧に存在しない地点です。
→ 参照元回答書の内容が古い場合に発生します。
- 参照不可地点は画面上で明示されます。
→ どこを直せばよいか分かります。
- 複製可能な地点・条件は引き継がれます。
→ 経路抽出方法などはそのまま利用できます。
- 再設定後は通常どおり経路設定を継続できます。
→ 申請を最初からやり直す必要はありません。

参照不可ダイアログ(新設)

✓ 起点・終点・経由地点の一部が複製できなかった場合に表示されます。

交差点の再設定が必要です

参照した回答書に設定されていた交差点のうち、以下交差点は新たな通行可能経路探索に用いる交差点として読み込めませんでした。

「※再設定必須」が表示されている交差点は、必ず再設定をお願いします。他の交差点については、再設定しなくても経路探索が可能です。

(経路探索は行いますが、作成される経路が変わる可能性があります。)

再設定方法の詳細は、操作マニュアル(こちら)をご覧ください。

なお、本画面は再表示されませんので、以下の交差点情報をお手元に控えていただくようお願いいたします。

■ 起点 (S) ※再設定必須

出発地住所：神奈川県小田原市成田

交差点番号：5239710533

■ 終点 (G) ※再設定必須

目的地住所：神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷六丁目17

交差点番号：5339241763

■ 起点側重要物流道路区間経由地点 (主経路) ※再設定必須

重要物流道路等区間経由地点 (T1)

交差点住所：神奈川県小田原市成田

交差点番号：5239710534

重要物流道路等区間経由地点 (T2)

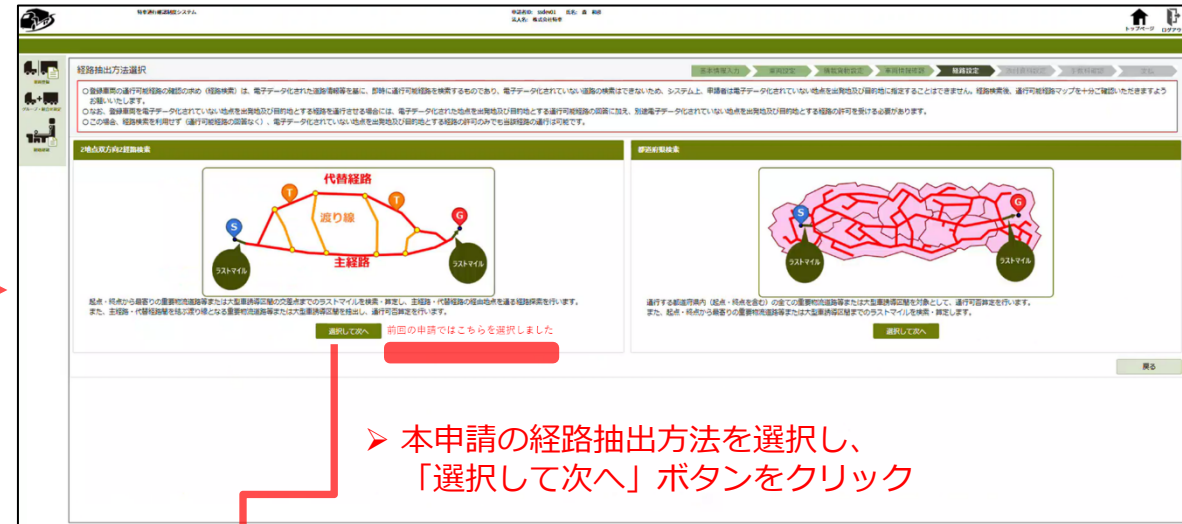
交差点住所：神奈川県小田原市成田

交差点番号：5239710535

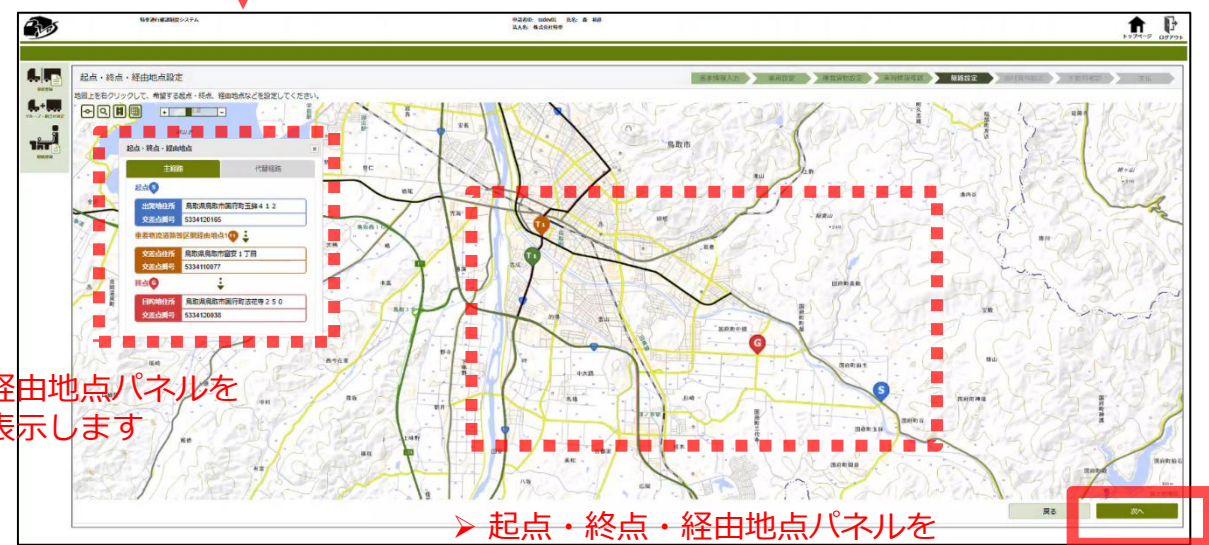
➤ 複製できなかった地点のみ、再設定を実施

■ 発行済み回答書を参照した新規申請の作成方法 (続き)

✓ 一部の車両が存在しなかった場合



➤ 本申請の経路抽出方法を選択し、「選択して次へ」ボタンをクリック



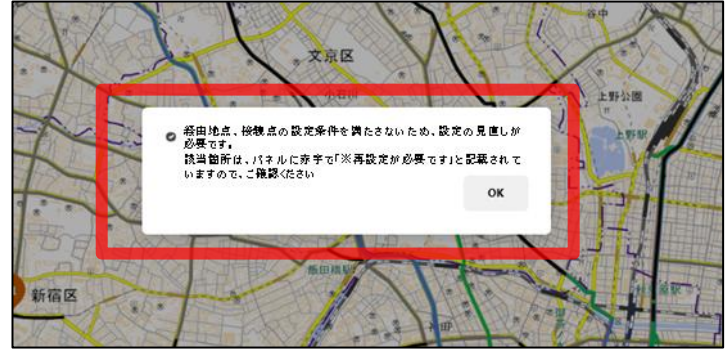
➤ 起点・終点・経由地点パネルをデフォルトで表示します

➤ 起点・終点・経由地点パネルを地図表示上に表示します

起点・終点・経由地点設定画面

経路抽出方法選択画面

- ✓ 本画面は、発行済み回答書で選択されていた経路抽出方法を表示します。
- ✓ 本申請の経路抽出方法を選択し、「選択して次へ」ボタンをクリックします。



✓ 元経路の参照チェックNGの場合には、再設定が必要な旨をダイアログにて表示します



✓ 元経路のチェックNGの場合には、「起点・終点・経由地点パネル」に注釈を表示します。

(確認改良③)回答書の再利用

■ 発行済み回答書を参照した新規申請の作成方法（続き）

[未支払まで進んだ場合]

特車通行確認システム 経路確認
申請者ID: ssdev01 氏名: 特車太郎3
法人名: 株式会社特車運送

未支払経路一覧

検索フォーム

経路確認番号	経路抽出方法
経路確認名称	最終更新日
起点 出発地住所 交差点番号	通行期間
終点 目的地住所 交差点番号	申請照会結果
	ステータス

未支払経路一覧

表示件数 10 162件の検索結果

番号	経路確認番号	経路確認名称	起点	終点	経路抽出方法	最終更新日	通行期間	照会結果	ステータス	申請者・車両・積荷員情報	通行可能経路	選択		
		交差点番号		目的地住所		開始日		終了日						
1	22-3582	合成修調査2	6545410007	東京都出発地住所	6545500021	埼玉県目的地住所	都道府県単位検索	2022/04/28	2025/03/05	2026/03/04	OK	支払エラー	表示	<input type="checkbox"/>
2	22-171	CT-T01-1-00042	6545410007	東京都出発地住所	6545500021	埼玉県目的地住所	2地点双方向2経路検索	2022/06/22	2022/06/24	2023/06/23	NG	未支払	表示	<input type="checkbox"/>
3	24-611	tesuryotest	6545410007	東京都出発地住所	6545500021	埼玉県目的地住所	都道府県単位検索	2025/01/22	2025/01/22	2026/01/21	OK	未支払	表示	<input checked="" type="checkbox"/>
4	22-180	CT-T01-1-00028	6545410007	東京都出発地住所	6545500021	埼玉県目的地住所	2地点双方向2経路検索	2022/06/20	2022/06/30	2023/06/29	NG	未支払	表示	<input type="checkbox"/>
5	21-284	test	6545410007	東京都出発地住所	6545500021	埼玉県目的地住所	都道府県単位検索	2021/12/21	2022/12/20		OK	未支払	表示	<input type="checkbox"/>

編集中心経路一覧へ移行

経路抽出方法選択画面

- ✓ 本画面は、通行可能経路を算出するための経路抽出方法を選択できます。
- ✓ 本画面では、既存回答書参照申請時には参照元回答書で選択されていた経路抽出方法を表示し、内容を確認したうえで次の経路設定へ進みます。

➤ 再編集する場合、「編集中心経路一覧へ移行」ボタンをクリック

編集中心経路一覧への移行確認

選択した経路を編集中心経路一覧へ移行します。よろしいですか？

移行対象経路一覧

1件の検索結果

番号	経路確認番号	経路確認名称	起点		終点		経路抽出方法	最終更新日	通行期間		照会結果	ステータス
			交差点番号	出発地住所	交差点番号	目的地住所			開始日	終了日		
1	24-611	tesuryotest	6545410007	東京都出発地…	6545500021	埼玉県目的地…	都道府県単位…	2025/01/22	2025/01/22	2026/01/21	OK	未支払

キャンセル 編集中心経路一覧へ移行

➤ 内容を確認し、「編集中心経路一覧へ移行」ボタンをクリック

編集中心経路一覧

検索フォーム

未支払経路一覧

表示件数 10 162件の検索結果

番号	経路確認番号	経路確認名称	起点	終点	経路抽出方法	最終更新日	通行期間	照会結果	ステータス	申請者・車両・積荷員情報	通行可能経路	選択		
		交差点番号		目的地住所		開始日		終了日						
111	22-089	大森	52847001	千葉県市川市…	52847006	千葉県市川市…	千葉県市川市…	2022/06/15	2022/06/15	2023/06/14	0	OK	表示	<input type="checkbox"/>
112	22-611	イトウ	52847001	千葉県市川市…	52847006	千葉県市川市…	千葉県市川市…	2022/06/15	2022/06/15	2023/06/14	0	OK	表示	<input type="checkbox"/>
113	22-618	藤原 177-768 0145	52847001	千葉県市川市…	52847006	千葉県市川市…	千葉県市川市…	2022/06/15	2022/06/15	2023/06/14	0	OK	表示	<input type="checkbox"/>
114	22-619	藤原 177-768 0145	52847001	千葉県市川市…	52847006	千葉県市川市…	千葉県市川市…	2022/06/15	2022/06/15	2023/06/14	0	OK	表示	<input type="checkbox"/>
115	22-623	藤原 177-768 0145	52847001	千葉県市川市…	52847006	千葉県市川市…	千葉県市川市…	2022/06/15	2022/06/15	2023/06/14	0	OK	表示	<input type="checkbox"/>
116	22-624	藤原 177-768 0145	52847001	千葉県市川市…	52847006	千葉県市川市…	千葉県市川市…	2022/06/15	2022/06/15	2023/06/14	0	OK	表示	<input type="checkbox"/>
117	22-647	藤原 177-768 0145	52847001	千葉県市川市…	52847006	千葉県市川市…	千葉県市川市…	2022/06/15	2022/06/15	2023/06/14	0	OK	表示	<input type="checkbox"/>

編集中心経路一覧へ移行

編集中心経路一覧への移行確認画面（新設）

- ✓ 本画面は、未支払まで進んだ申請を編集中心経路一覧へ戻すことができます。
- ✓ 本画面では、編集可能な状態へ移行する対象経路の内容を確認し、移行の可否を判断します。

(確認改良④)

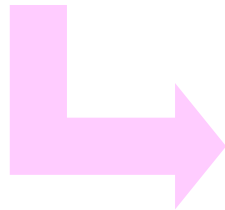
回答書への注意書きの追記

通行時の留意点を明確にし、現地規制を踏まえた適切な通行を促します

(確認改良④)回答書への注意書きの追記

【改良内容】

- 回答書には、**通行時は現地の通行規制や道路状況に従って通行する必要があること**を明記しました。
- 確認された経路であっても、工事や災害などにより通行条件が変わる場合がありますので、通行の際は、現地の交通規制や道路標識、道路管理者が公表する情報を確認のうえ通行してください。



【効果】

- 通行時の留意点を明確にし、現地規制を踏まえた適切な通行を促します。
- ※ なお、本対応は、通行許可の範囲や条件を変更するものではなく、通行時の注意事項をより分かりやすく示すためのものです。

改良後

□ 回答書 帳票

- ✓ 回答書には、次のような通行時の留意点が記載されます。
- 工事や災害等により道路状況が変化するため、通行前に交通情報等を確認すること
- 回答書に記載された条件を遵守して通行すること
- 通行時は回答書（電子データ可）を携行し、提示を求められた場合は速やかに提示すること
- 道路法・道路交通法等の関係法令を遵守し、現地の交通規制や道路標識に従って通行すること
- 水底トンネルや長大トンネル等については、危険物積載車両の通行が制限される場合があるため、道路管理者の公示情報や公表情報を確認すること【内容追加】

〔Ⅲ〕 通行の際の注意事項

1. 道路の状況は、工事の実施や災害の発生等により変化することがあるので、通行に先立ち、通行経路について（公財）日本道路交通情報センター等に問い合わせること。
2. 本書に記載された事項に反して車両を通行させたときは、回答を取消されることがある。
3. 取締りにおいて、道路監理員等から本書の提示を求められた場合において、本書その他の書面を備え付けているときは、運転者等が自ら直ちに当該経路に関する本書その他の書面を提示し、電子計算機その他の機器を備え付けているときは、運転者等が自ら操作して、直ちに映像面に明瞭な状態で、本書の内容を提示すること。
4. 経路確認車両の通行によって道路構造物、道路の附属物、道路占用物件等に損傷を与えた場合は、すみやかに道路管理者又は道路占用者に連絡すること。
5. 道路法に基づく道路以外の部分（農道、林道、私道、港湾道路等をいう。）については、この回答の対象とはならないので注意すること。
6. 道路法、道路交通法、道路運送車両法等の関係法令を遵守して通行するとともに、現地の交通規制に従うこと。
7. 水底トンネル、水際トンネル及び長大トンネルは、危険物を積載する車両の通行が禁止又は制限されている場合があるため、通行する際は、道路管理者の公示情報を確認し、その内容や現地の道路標識に従うこと。

追記

(確認改良⑤)

車両の追加・削除・入替

車両構成の変更に柔軟に対応できるようにし、再申請の手間を軽減します

(確認改良⑤)車両の追加・削除・入替

■ 発行済み回答書の車両の追加・削除・入替の操作方法 (続き)

▶ インフォメーションを確認後

車両追加削除画面 (新設)

✓ 本画面では、有効期限内の回答書について、トレーラの追加・削除・入替を行う。

- ▶ 車両追加する場合は、「車両呼び出し」ボタンをクリックします
- ▶ 車両削除する場合は、対象を選択して、「削除」ボタンをクリックします

- ▶ 追加するトレーラに選択を入れ、「経路確認車両に追加」ボタンをクリックすると、回答書に含まれる車両一覧に、選択したトレーラが追加されます

トレーラ呼び出し画面 (新設)

- ✓ 本画面では、登録済みのトレーラを一覧から選択し、申請や車両グループに呼び出して利用します。
- ✓ 既に登録されているトレーラ情報を再入力する必要はありません。

<Check ! >

- ▶ その他軸種、ダブル連結トラックは対象外になります
- ▶ すでに設定済みの車両や廃止された車両は、一覧には表示されません
- ▶ 有効期限切れまたは未登録 (未支払い) の車両を選択した場合、「経路確認車両に追加」ボタン押下時にチェックエラーとなります

(許可改良①)

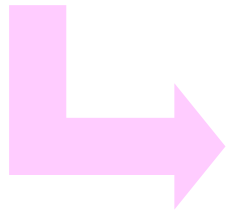
更新申請時の入力内容の取扱いの明確化

更新申請時の操作範囲を明確にし、
申請内容の誤りや手戻りを防止します

(許可改良①)更新申請時の入力内容の取扱いの明確化

【改良内容】

- 更新申請は、すでに許可されている内容を変更せず、**許可期間のみを更新する**手続です。
- そのため、更新申請では、申請内容の一部について入力・変更ができません。



【効果】

- 更新申請と新規・変更申請の違いを明確にし、申請内容の誤りや手戻りを防止します。
- ※本対応は、更新申請の取扱いを分かりやすくするためのものであり、許可制度の要件や審査内容を変更するものではありません。

現状

申請書入力 (更新)

更新する申請の内容は次のとおりです。内容を確認してください。
内容がよろしければ、申請日、通行開始日、通行終了日、申請担当者、データ作成者を入力して登録ボタンをクリックして下さい。
「更新登録」の場合には以下の項目は変更できません。

- ・積載貨物情報
- ・車両情報
- ・経路情報

上記項目を変更する場合には再度ログインを行い、申請種類を「変更申請」または「新規申請 (参照入力)」としてください。

申請日 令和 7 年 9 月 29 日
通行開始日 令和8年4月1日 通行終了日 令和 10 年 3 月 31 日

申請者

法人区分等 [その他 (なし)]
会社名・氏名 (漢字) 必須 特車検証 ※株式会社などの法人区分等は
会社名・氏名 (カナ) 必須 トクシャケンショウ 入力を省略して下さい。
代表者名 (漢字) 必須 氏 特車
必須 名 次郎
代表者名 (カナ) 必須 氏 トクシャ
必須 名 ジロウ
郵便番号 必須 130 - 0007 住所自動設定
住所 (都道府県) 必須 東京都 ※住所は漢字で入力して下さい。
住所 (市区町村) 必須 中央区日本橋浜町 郵便番号自動設定
住所 (丁目番地) 必須 1-1-1
住所 (ビル名) 浜町ビル
電話番号 必須 03 - 7777 - 3333

改良後

□ 申請書入力 (更新) 画面

- ✓ 更新申請時においては、原則として、申請日および通行終了日のみを入力対象とします。

申請書入力 (更新)

更新する申請の内容は次のとおりです。内容を確認してください。
内容がよろしければ、申請日、通行終了日を入力して登録ボタンをクリックして下さい。
「更新登録」の場合には以下の項目は変更できません。

- ・申請者情報
- ・積載貨物情報
- ・車両情報 (車両削除のみ可)
- ・経路情報 (経路削除・不連続修正のみ可)

上記項目を変更する場合には再度ログインを行い、申請種類を「変更申請」または「新規申請 (参照入力)」としてください。

申請日 令和 7 年 9 月 29 日
通行開始日 令和8年4月1日 通行終了日 令和 10 年 3 月 31 日

申請者

法人区分等 [その他 (なし)]
会社名・氏名 (漢字) 特車検証
会社名・氏名 (カナ) トクシャケンショウ
代表者名 (漢字) 氏 特車
名 次郎
代表者名 (カナ) 氏 トクシャ
名 ジロウ
郵便番号 130 - 0007 住所自動設定
住所 (都道府県) 東京都
住所 (市区町村) 中央区日本橋浜町 郵便番号自動設定
住所 (丁目番地) 1-1-1
住所 (ビル名) 浜町ビル
電話番号 03 - 7777 - 3333

- 入力可能項目以外は非活性 (編集不可)

□ 経路一覧 (デジタル地図) 画面

- ✓ 更新申請時における申請経路の反転操作は不可とします。

(許可改良②)

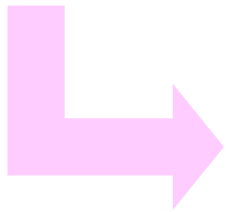
通行確認制度への案内メッセージ表示

申請内容に応じて適切な制度を選択しやすくし、申請手続の効率化を図ります

(許可改良②)通行確認制度への案内メッセージ表示

【改良内容】

- 申請内容が通行確認制度の対象となる場合には、申請画面上に、**通行確認制度を利用できる旨の案内メッセージが表示**されます。
- この案内により、申請内容に応じて、より簡便な手続が可能な制度があることを確認できます。



【効果】

- 申請内容に応じた制度を選択しやすくし、申請手続の効率化を図ります。
- ※ なお、案内メッセージは、通行確認制度の利用可否をお知らせするものであり、利用にあたっては、制度の要件を満たしている必要があります。

改良後

□ 申請書作成状況一覧画面

- ✓ 申請書作成予約時に、通行確認制度の利用可否を自動チェックし、条件を満たす場合は、次のような案内メッセージを表示します。

○メッセージ内容

「即時通行可能となる特殊車両通行確認制度が利用できる申請内容です。
(経路に重要物流道路等を含み、ETC2.0車載器登録が必要です)」

<Check ! >

- 以下の条件を満たしている場合にメッセージが表示されます。
- ① 通行経路に未収録道路や未採択道路(手入力区間)が含まれていない
- ② 自動算定結果に個別審査・個別協議や通行不可がない

申請書作成状況一覧						
申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。 要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。 予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。 申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。 申請データを国道事務所へ提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。						
申請書・申請データの保存期間は35日です。作成完了から35日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウ						
前画面へ戻る 経路別作成状況一覧 画面再読み込み 申請データの算定						
申請番号	申請書作成予約 受付日時	作成状況	作成完了日時	メッセージ	操作	
0018302939	令和07年10月21日 14時56分	作成完了	令和07年10月21日 14時56分	即時通行可能となる特殊車両通行確認制度が利用できる申請内容です。 (経路に重要物流道路等を含み、ETC2.0車載器登録が必要です)	申請書	ダウンロード
					申請データ	ダウンロード 提出
					算定結果	ダウンロード
0018302938	令和07年10月21日 14時54分	要再作成		新規申請が認められている経路(重要物流道路等)が指定されている為、申請不要です。 001 申請画面及び通行経路の全てが大形車待避区間の審査対象です。	申請データ	ダウンロード
前画面へ戻る 経路別作成状況一覧 画面再読み込み 申請データの算定						

➤ メッセージ欄に、利用可否の案内メッセージを表示

(許可改良③)

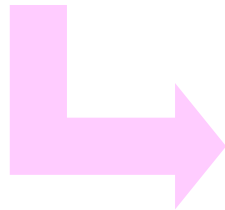
許可証への注意書きの追記

通行時の留意点を明確にし、現地規制を踏まえた適切な通行を促します

(許可改良③)許可証への注意書きの追記

【改良内容】

- 許可証には、**通行時は現地の通行規制や道路状況に従って通行する必要があること**を明記しました。
- 許可された経路であっても、工事や災害などにより通行条件が変わる場合がありますので、通行の際は、現地の交通規制や道路標識、道路管理者が公表する情報を確認のうえ通行してください。



【効果】

- 通行時の留意点を明確にし、現地規制を踏まえた適切な通行を促します。
- ※ なお、本対応は、通行許可の範囲や条件を変更するものではなく、通行時の注意事項をより分かりやすく示すためのものです。

改良後

□ 許可証 条件書（裏面）帳票

- ✓ 許可証には、次のような通行時の留意点が記載されます。
- 工事や災害等により道路状況が変化するため、通行前に交通情報等を確認すること
- 許可証に記載された条件を遵守して通行すること
- 通行時は許可証を携行し、提示を求められた場合は速やかに提示すること
- 道路法・道路交通法等の関係法令を遵守し、現地の交通規制や道路標識に従って通行すること
- 水底トンネルや長大トンネル等については、危険物積載車両の通行が制限される場合があるため、道路管理者の公示情報や公表情報を確認すること【内容追加】

〔通行の際の注意事項〕

1. 道路の状況は、工事の実施や災害の発生等により変化することがあるので、通行に先立ち、通行経路について（公財）日本道路交通情報センター等に問い合わせること。
2. 許可証に記載された事項に違反して車両を通行させたときは、許可を取消されることがある。
3. 通行にあたっては、常に、許可証を備え付けておくこと。ただし、許可の更新又は変更によって許可を受けた場合には、当該更新又は変更の前の許可証も合わせて備え付けておくこと。
4. 取締りにおいて、道路監理員等から許可証の提示を求められた場合において、許可証その他の書面を備え付けているときは、運転者等が自ら直ちに当該経路に関する当該許可証その他の書面を提示し、電子計算機その他の機器を備え付けているときは、運転者等が自ら操作して、直ちに映像面に明瞭な状態で、許可証の内容を提示すること。
5. 許可車両の通行によって道路構造物、道路の附属物、道路占用物件等に損傷を与えた場合は、すみやかに道路管理者又は道路占用者に連絡すること。
6. 道路法に基づく道路以外の部分（農道、林道、私道、港湾道路等をいう。）については、この許可の対象とはならない。
7. 道路法、道路交通法、道路運送車両法等の関係法令を遵守して通行するとともに、現地の交通規制に従うこと。
8. 水底トンネル、水際トンネル及び長大トンネルは、道路法第四十六条第三項の規定に基づき、危険物を積載する車両の通行が禁止又は制限されている場合があるため、通行する際は、道路管理者の公示情報や国土交通省等のホームページに掲載された規制箇所を確認し、その内容や現地の道路標識に従うこと。

追記